

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 横瀬町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.1 %
全職員	97.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.6 %
本庁課長補佐相当職	95.3 %
本庁係長相当職	96.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.5 %
31～35年	93.9 %
26～30年	96.3 %
21～25年	84.3 %
16～20年	91.4 %
11～15年	96.1 %
6～10年	93.4 %
1～5年	90.1 %

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者である男性に支給されている場合が多く、扶養手当に占める男性の受給額の割合は87.7%、住居手当に占める男性の受給額の割合は80.6%である。
- ・2（1）「本庁部局長・次長相当職」欄について、本町は該当する役職がないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。